

答 申

**第1 審査会の結論**

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った、公文書非開示決定は妥当である。

**第2 異議申立てに係る経緯**

- 1 異議申立人は、平成20年10月9日、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、「平成20年9月30日で退職した山口副知事の退職願」の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として「平成20年9月30日付けで退職した山口前副知事の退職願」（以下「本件対象公文書」という。）を特定した上で、条例第7条第2号（個人情報）に該当する情報であることを理由として、公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年10月20日付けで異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、平成20年10月31日、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、平成20年11月10日付けで、岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る公文書の開示の可否の決定について諮問した。

**第3 異議申立人の主張要旨**

- 1 異議申立ての趣旨  
実施機関が行った本件処分を取り消し、開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由  
異議申立人が、本件処分について、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。  
(1) 前副知事は、4年の任期中、知事を補佐し、そのステータスは、県民のウェルフェアに強いかわりを有する職分であるが、任期途中での職務離脱にかかる退職願の内容は、主権者である県民に対し、県民の知る権利を保障するアカウントビリティ

イ履行の観点から、当然に開示すべきものである。

- (2) 退職願に記載されている職名及び氏名は、県がすでに公表して県民に広く知れ渡っている情報であり、また、その余の非開示理由は、個人の権利、利益を害するおそれがあると認めることはできない。
- (3) 実施機関は、「条例に基づき個人情報の保護について最大限の配慮が求められている情報公開制度の枠組の中で」としているが、条例のフィロソフィーは「原則開示」である。
- (4) 実施機関は、「本件退職願が副知事に係るものであることを考慮しても、個人情報保護を保護する利益に優越する社会的、公共的利益があるとは認められず本件について条例第9条の適用の必要性は認められない」と独善的に述べているのみで、「認められない」理由を明示していない。なぜ、明示しないのか、当該理由を示すよう要求するものである。
- (5) 同じ地方公共団体である岡山市では、市長や助役の退職願を開示請求すると全部開示している。

#### 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が非開示理由説明書及び意見陳述において説明している内容は、概ね次のとおりである。

- (1) いわゆる退職願とは、公務員が自らの意思により退職する場合において、任命権者に対して退職の意思を申し出る内容を記載した書面である。
- (2) 本件対象公文書は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）第165条第2項の規定により知事に提出された退職願で、退職者の職名、氏名、作成日付等が記載されており、条例第7条第2号に規定される「個人に関する情報であって特定の個人を識別できるもの」に該当する。
- (3) 公務員の退職については、退職する事実について公表されている慣行があることは認められるが、退職願に記載されている内容に類する情報が公表されている事実及び慣行があるとは認められず、条例第7条第2号ただし書イには該当しない。
- (4) 本件対象公文書に記載されている情報は、当該本人以外の人の生活や財産を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められず、条例第7条第2号ただし書ロには該当しない。
- (5) 本件対象公文書は、退職した公務員の身分に関わるものとして任命権者において人事管理上保有しているものであり、記載されている情報は、公務員の身分に関する情報であって、職務の遂行に係る情報ということとはできず、条例第7条第2号ただし書ハには該当しない。
- (6) 本件対象公文書が副知事に係るものであることを考慮しても、個人情報保護を保護する利益に優越する社会的、公共的な利益があるとは認められず、本件について条例第9条の適用の必要性は認められない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象公文書及び非開示部分について

いわゆる退職願とは、公務員が自らの意思により退職する場合において、任命権者に対して退職の意思を申し出る内容を記載した書面のことであり、本件対象公文書は、平成20年9月30日付けで退職した山口前副知事の退職願で、地自法第165条第2項の規定により知事に提出され、退職者の職名、氏名、作成日付等が記載されていることが認められる。

実施機関は、本件開示請求に対し、本件対象公文書は条例第7条第2号に該当することを理由として非開示の決定を行っている。

### 2 本件対象公文書に係る条例上の非開示条項等について

#### (1) 条例第7条第2号（個人情報）の規定について

条例第7条第2号は、「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を原則として非開示とすることを定めたものである。

その一方で、本号ただし書イにおいて、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、個人の権利利益の保護の観点から非開示とする必要がないため開示することとし、同ロにおいて、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、公益上公にすることが認められるため開示することとし、同ハにおいて、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」については、県民に対し説明する責任を全うするため開示することとしている。

また、条例第3条において「実施機関は、この条例の運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定しており、本号の解釈、運用に当たっては、この規定の趣旨を十分に尊重する必要がある。

#### (2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の規定について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定しており、対象公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、非開示情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により開示することができることを定めたものである。

### 3 非開示条項該当性等の具体的検討について

2で示した非開示条項及び裁量的開示の規定を基準として、実施機関が非開示とした情報が条例で定める非開示情報に該当するか否か及び公益上の理由による裁量的な開示が適用されるか否かについて具体的に検討する。

#### (1) 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件対象公文書には、退職者の職名、氏名、作成日付等が記載されており、条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの」に該当するものであることは明白である。

そこで、同号ただし書に規定するいずれかの情報に該当するか否かについて検討する。

##### ア 条例第7条第2号ただし書イ該当性について

公務員の退職については、退職する事実について公表されている慣行があることは認められるが、本件対象公文書に記載されている内容に類する情報が慣行として公にされている状況があるとは認められない。また、報道機関等の取材において本件対象公文書が公表されている事実は確認できない。以上のことから同号ただし書イに該当しないものと認められる。

##### イ 条例第7条第2号ただし書ロ該当性について

本件対象公文書に記載されている情報は、人の生活や財産等を保護するために公にすることが必要な情報であるとは認められず、同号ただし書ロには該当しないものと認められる。

##### ウ 条例第7条第2号ただし書ハ該当性について

本件対象公文書は、退職した公務員の身分に関わるものとして実施機関において人事管理上保有されているものであり、記載されている情報は、当該公務員の身分に関する情報であつて、職務の遂行に係る情報ということはできず、同号ただし書ハに該当しないことは明らかである。

#### (2) 条例第9条（公益上の理由による裁量的開示）の適用の可否について

本件対象公文書は1で述べているとおり、個人がその職を辞するために提出された文書であり、その内容は個人の人格や私生活にかかわるものである。副知事が県において重要な職であるとしても、これを保護する利益に優越する公益上の理由は特段見当たらないことから、本件について条例第9条の適用の必要性は認められない。

### 4 結論

以上により、実施機関が、条例第7条第2号（個人情報）に該当するものとして非開示とした本件処分については妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第6 審査会の経緯等

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年11月10日	実施機関から諮問を受けた。
平成20年12月8日	実施機関から非開示理由説明書が提出された。
平成21年1月5日	異議申立人から意見書が提出された。
平成21年1月30日 (審査会第1回目)	事案の審議を行った。
平成21年3月11日 (審査会第2回目)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
平成21年4月24日 (審査会第3回目)	異議申立人の意見陳述の聴取を行った。
平成21年5月22日 (審査会第4回目)	事案の審議を行った。
平成21年6月26日 (審査会第5回目)	事案の審議を行った。
平成21年7月31日 (審査会第6回目)	事案の審議を行った。
平成21年9月14日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 中 村 誠	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授	
会長職務代理者 宇佐美 英 司	弁護士	
進 藤 貴 子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	
森 義 郎	岡山県農業信用基金協会 専務理事	
藤 田 奈 美	弁護士	